

〈論文〉

征韓論政変前後の言論状況と木戸派（二）

内山京子

はじめに

一、木戸派の新聞観とその変遷

1 情報の流通と国家像の共有

2 漸進論への傾斜と新聞観の変化―「人民之心得」

から「戒め」へ―

3 「新聞大意」による英国新聞制度の啓蒙と目指

すべき新聞像

二、留守政府期の言論空間と征韓論政変

1 政府内・居留地の外征派対内治派の基本構造

2 『メイル』および木戸派の動向と言論規制問題

3 征韓論政変前後の言論状況

（以上、第七号に掲載）

三、征韓論政変後の言論構造と内治派の問題意識

1 政変後の政治構造と内治派の課題

明治六年（一八七三）秋の征韓論政変は、内治派政府にとって次のような帰結をもたらす出来事だった。第一に、西郷隆盛との決裂を回避するために対露問題解決後の朝鮮への皇使派遣を公約していた点である。¹ 征韓は中止されたわけではなく、当面の間延期出来たに過ぎず、征韓問題を反政府化させずに解決する必要があった。第二に、征韓派参議や近衛将兵の下野により政権掌握の可能性を有する反政府勢力が誕生したこと、そして第三に、特権が次第に縮小する過程で鬱屈を強めていた士族の潜在的不満を活性化させ、外征論の反政府化をもたらした点である。² 以降、政府内外の内治派対外征派という対立図式は鮮明化し、政策決定における士族の動向という要素が拡大した。外征の中でも人気の高い征韓論は反政府勢力の強力な政治的結束軸となり得る政策であり、内治派政府は士族の地位回復願望と密接に関わる征韓即行圧力にさらされながら、³ 内治優先を維持しつつ士族解体政策を安定的に継続するという困難な課題に向き合うことになる。

そして、こうした士族問題の重要性ゆえに、個々の士族の内面や集団の意思決定に直接影響を及ぼし得る新聞の政治的影響力も上昇した。以降、内治派が対峙した三つの具体的な課題を見ていきたい。

一つ目は、副島外交の軌道修正という課題である。元軍人や士族だけでなく、陸軍・警察寮など政権内部の征韓即行圧力にもさらされるなか、内治派政府はまず対露交渉を安定的に進める必要があった。政変後、対露外交の方針を作成する過程で副島外交の問題点が次々と表面化する。一点目は冒険主義的な植民地獲得志向と国際社会における外交慣例や手続きの軽視である。二点目は第二章で検討した居留地との親和性であり、『日新真事誌』という外国人発行の邦字紙に創刊許可を与え、リ・ジェンドルが征韓煽動に関与していた可能性が高いこと、政変後も副島種臣と居留地が緊密な関係にあることなどが把握されていく。三点目は対露交渉における独断での大幅な譲歩、自宅での秘密会談、記録の未作成、正院への情報秘匿、居留地への情報漏洩など、専門性やルールから逸脱した志士的・属人的な外交のあり方である。⁴ 過去の外交交渉や先

例を参照するため、外務省には明治三年に外交記録の管理と保存を担当する編輯掛が設置されていたが、副島外交期は外交交渉記録の未作成や簡略化が常態化していた。また、三条実美が「銘々各自ノ想像ニテ事決

スルトキハ一定ノ後ニ至リテモ人ニヨリテ思ハクノ相違セルコトアリ。是非書取ヲ以テ証拠トナスニ非ラサレハ廟策ト謂ヒ難シ」と吐露したように、留守政府期の閣議の意思決定は文書化されていない不確実な情報に左右され、深刻な認識の齟齬や議論の急進化を招来していた。征韓論も大臣・参議間での基本方針の審議を欠いたまま具体策としての遣使論が急遽浮上しており、⁶ 海外出兵を行うに当たり、国内外への外交方針や開戦名義の説明が重視されていなかった様子⁷がうかがえる。

明治八年の江華島事件の勃発に際し、大久保利通は外交政策における「断然不可奪ノ旨趣」の貫徹、国際法の研究と各国公使への事前通知、熟議による朝鮮政策の基本方針の確定、そして廟議と「勢」や「衆説」（外征圧力）との切り離しを重視した。⁷ 政府内外の内治派も結束したことで、この時は副島外交の軌道修正

に成功する。しかし明治六年秋の時点では、新聞政策を含む副島外交的要素は同郷の大隈重信とリ・ジェンドルに継承されており、翌年の台湾出兵では内治派にとつての危機が拡大することになる。

二つ目は「尾大の弊」の克服と士族の「良民」化という課題である。政変の時点で旧御親兵近衛兵の解隊と入れ替えが一応完了していたことで、正規軍全体が離反するという事態は回避された。しかし、六百名余りの鹿兒島出身の軍人・官吏を筆頭に、高知県出身者も四〇名余りが辞職するなど、軍事力の分裂と軍人の政治化、政軍関係の動揺等により、反乱軍・一般士族・正規軍の区別が流動化することとなった。長州出身者にとつては脱退騒動の悪夢が蘇る出来事であり、伊藤博文は軍人の政治化や朝命の軽視が「兵隊の変動」を生じさせ、こうした傾向が鎮台にも波及し、諸島の士族も雷同することになれば全てが「水泡」に帰すとして、木戸孝允に危機感を伝えている。政治が軍人や士族の圧力に左右される「尾大の弊」を克服するため、政変直後に大久保の発案で勅諭による軍紀粛正や親閲が実施されたが、岩倉具視が「厚キ御沙汰も水

泡同様」と指摘しているように効果は限定的であり、天皇の権威維持の観点から乱発は困難だった。¹¹

こうした状況下で、同年一二月に大久保は士族慰撫策として家禄税を導入した。これに対し、木戸や伊藤が家禄に税を課すことで所有権が公認されたとの誤解が生じる可能性を指摘して強く反対したことが示唆しているように、常職が解かれ、近い将来の家禄剥奪を不安視する士族としては一時的な慰撫となりうる政策だった。¹² 大久保は翌七年二月までに「国家維持之成否」が決まると認識しており、「姑息」は承知の上で導入に踏み切ったのである。¹³ 『日新真事誌』に掲載された青森県士族の投書には、「家禄税によってようやく「素餐」への後ろめたさが軽減し、「少シク其責ヲ免ルニ似タリ」との心情が示されており、士族を一時的に安堵させるといふ目的はある程度達成された。¹⁴ しかし、従来の士族解体政策と明らかに矛盾する政策であることから、内務省には地方官からの疑惑や戸惑いが殺到した。¹⁵ 加えて、青森県士族の投書が従軍志願書であることが示すように、家禄税は士族に常職復活への希望を抱かせ、従軍によって禄が「素餐」でないことの

証明を図るといふ行動を促すこととなった。

また、明治七年二月の佐賀の乱勃発に際し、木戸・大久保の合意の下で旧藩単位での士族徵募が実施された。これは混乱状態にあった鎮台のみでは早急な鎮圧が困難だったことによるものだったが、福地源一郎は新聞を通して全国の士族がこれを目撃したことで、「非常駆付の武士」を「良民」にするという数年間の薰陶も誘導も一朝に消滅したとし、例えばどれほどの「差支」があっても士族徵募は避けるべきと主張している。¹⁶ 早期鎮圧を優先した危機意識に理解を示しつつも、内治派路線からの逸脱による士族への心理的影響の大きさを明示したものと見えよう。

三つ目の課題は内治派の結束と問題意識の共有である。政変後、在野勢力にも政権掌握あるいは政権分有の可能性のある、不安定な政治構造が誕生した。¹⁷ 以降、内治派政府は明治九年初頭まで「土崩瓦解」という危機的イメージを抱き続けることとなる。「尾大の弊」に左右されずに内治優先を堅持するためには、士族・軍人対策だけでなく内治派の結束と地方官―平民対策が重要となる。内治派政府は内治優先派の伊藤・

勝海舟・寺島宗則の三名を新参議として補充し、木戸・大久保の合意のもと、伊藤と寺島が政体取調専任となって漸進的立憲政の導入方針に基づく地方官会議の設置などの政体改革が検討された。一月以降、新設された内務省の官員を全国に派遣して士族・軍人の動向を探索すると同時に、地方官に対して政変の経緯や政変後の基本方針の説明が行われた。¹⁹ 木戸は政府方針の確定と地方官への丁寧な説明を通して「人民」が「真に」政府を信用することを重視しており、大久保も基本方針を確定し、その「実跡」を挙げることで政府の基礎を固めることを試みていた。²¹ 民力培養を旨とした内務省の新設は征韓の延期決定とともに留守政府政治からの転換を象徴するものであり、民力や旧慣に無配慮に展開されてきた急進的開化政策のなかで地方統治の改善を望んできた地方官の期待にも応えるものだった。²³

しかし、家禄税が地方官に「一応の御諮詢」もなく発令されたことで、内務省の設置を歓迎した地方官も「前日専制の弊」と同様と認識するに至る。²⁴ また、佐賀の乱に際して内務省が山口県に徴募士族の派遣を要

請した際、権令の中野梧一は県内情勢の不安定を理由に要請を拒否した。この行動は山田顕義に強く非難されたが、中野は旧諸隊に不穏な動向が見られ、士族兵派遣後に暴発する可能性があつたと反論し、「県情」を熟知する地方官の意見を蔑ろにする中央への不満を日記に記している。²⁵ 一時的に士族を慰撫するための家禄税の導入は、士族に常職復活への期待を抱かせただけでなく、基本方針の確定を目指していた内治派政府内を動揺させ、本来なら問題意識を共有できるはずの地方官との乖離も招くこととなった。また、早期鎮圧を優先した士族徴募の要請は士族の期待をさらに加速させ、地元士族の動向に注意を払わざるを得ない地方官にとつても、福地のように生業を持つ「良民」へと士族を転換させようと試みていた知識人にとつても、看過することの出来ない大きな代償をもたらした。政府内外の内治派が結束し、問題意識を広く共有するためには、可能な限り士族解体政策と矛盾する手段を避ける必要があつた。しかし、大久保が木戸や伊藤の批判に対して「今日之政寸毫姑息も交えず被相行候事二候や」と苛立ちを示したように、²⁶ 内治派政府は目

の前の危機に対応せざるを得ず、臨機応変の対応がさらに事態を悪化させるといふ悪循環を招いていたのである。

2 居留地と『日新真事誌』による内治派政府批判

と征韓煽動の継続

征韓論政変による留守政府から内治派政府への転換は、二つの点で居留地にとって不都合な出来事だった。一つは言うまでもなく、征韓を実行しようとしていた留守政府から内治優先を主張する政府へと転換した点である。二つ目は、行政権や内地旅行問題に関して、居留地の要求に宥和的な副島外交から新しい権利の供与に慎重な寺島外交へと転換した点である。²⁷ 外人による邦字紙発行を容認したように、副島は居留地の権利拡大要求に意外にも宥和的であり、内地旅行問題にも好意的な姿勢を示していた。他方、内治派政府は条約改正をめぐる議論の応酬を通して既得権益の擁護と拡大に対する欧米諸国の熱心さ、一旦譲歩した権利を回復することの困難さを痛感しており、寺島

なり得る妥協や権利の供与に慎重な対応を基本姿勢とした。二つの転換を受け、ブラック系新聞は読者である居留民の権利向上と利益拡大を図るため、内治派政府への攻撃と外征誘導的な論調、具体的には征韓煽動を展開し続けることになる。

こうした動きと密接に連動していたのが前外務卿副島の動向である。下野後、副島は居留地の外交団と接触して「日本人にはめづらしいほど率直」に政府の内情を暴露し、三条や島津久光の支持のもとに近い将来政変が起る可能性を示唆しつつ、外交団が作成した外国側に極めて有利な内地旅行規則案への賛同を表明し、岩倉や寺島は「外国人を日本政府の支配下に置くことを企図」していると批判して回った。そのため、留守政府の対外強硬的な外交に批判的だった英国公使パークスも、岩倉は外征策の面では「良い時機」に帰国したが居留民の権利向上問題では逆であるとして、「自由主義」的な副島の外務卿復帰を望むることになる。³⁰ 居留地による内治派政府批判と煽動の継続について、ベルツは次のように記している。³¹

現下の人民一般の面白からぬ気分に対して大いに

外交は自国の利益と自国民の保護の観点から不利益と

責任のあるのは、横浜の外字新聞、中でも第一に『デイリー・ヘラルド』紙であると思う。同紙は、この土地で発行されており、しかも政府が西洋のことにはなんでも寛大であるお蔭で結局は存在しているのにもかかわらず、この国とその政府にたいし極めて非友好的な意向を露骨に表明している。あらゆる不平、不満の記事を日本の新聞、雑誌から忠実に転載し、しかもその記事にいちいちこれを是認する注釈をつけるのだ。

政変後、ブラック系新聞による日本批判ないし内治派政府批判が苛烈化・常態化し、ベルツはこうした論調が士族の動向に悪影響を及ぼしていると認識していたことが分かる。外国人による批判や「国辱」の拡散に士族が容易く煽動されたことは既述した通りである。加えて、居留地新聞やパークスら外交団の報告はいずれも本国政府の主要な情報源であり、国際関係や対日認識の悪化に直結する可能性もあった。

政変後に居留地との関係を深めたのは副島だけではない。木戸の「憲法制定意見書」は明治六年七月に提出された後、一〇月に『新聞雑誌』一五〇号の附録と

して公表された。『日新真事誌』にこの「美説」を広めるべきとの投書が掲載され、翌年の民撰議院設立論争で活躍する大井憲太郎も「木戸参議公ノ既ニ已ニ茲ニ着眼」していた点を指摘している。その後も政治小説『佳人之奇遇』で憲法なき亡国の実例としてのポーランドという木戸派の共通理解が共有され、幸徳秋水が同意見書を五箇条の御誓文の義解として見ることを見せるなど、この意見書は政府内・同時代に留まらない空間的・時間的広がりをも有し、立憲政導入の先駆者としての木戸イメージを形成していく。こうした現象に対する板垣派の反応は、「板垣杯モ大ニ困却セルコトニテ、表面他人ニ向ツテ吐露ハセネ共、内心ハ余程飢エタリ」というものだった。³⁶政変後の板垣派の基本戦略は①征韓論（外征）と②議會論（民主化）による権力構造の組み換えと、それによる政権復帰であり、①②ともに主導権を握る必要があった。こうした状況下で、②における民主化論の公表を先取りされたことへの焦りがうかがえよう。

一月一三日付『ヘラルド』は、内治派政府の進歩性を認める新聞（『メール』）を批判し、新政権は「旧

日ノ日本人ノミ」であり、すでに輿論の望みも失つて
いるとし、木戸意見書は「専制政府ノ一有司」として「傲
然其国民ニ勸メテ専制ノ政ニ服従セヨ」と主張したも
のに過ぎないと指摘した。また、「急進」批判は前参
議への明白な攻撃であり、「英国ニテ中品ノ人ヲ嚇シ
テラジカルノ謀計ヲ為ス者」と同様であると主張して
いる。³⁷ 副島が喚起していた新たな政変による征韓派
参議復帰への期待感とともに、対外出兵の可能性の低
下を意味する漸進論を否定しようとする意図も垣間見
える。また、こうした論法は古沢滋による内治派批判
や征韓派参議の擁護と共通しており、木戸意見書へ
の好意的な反応は「専制政府」批判の説得力を低下さ
せる点で、居留地新聞や板垣派にとって極めて不都合
な事態だったことが分かる。

木戸は伊藤にこの一月三日付『ヘラルド』の翻
訳を依頼して批判内容を把握した後、³⁹ 青木周蔵に次
のような書簡を送った。

一種之難渋と申ものは廢藩置県と申ものも名而已
之事に而〔中略〕真にこれから撫民養力、文明之
國へ必敵候ほどの苦心は甚薄く〔中略〕今日彈丸

も装薬も器械も船艦も皆買ひ出しにて出軍するだ
の何んだのと内輪之混雑而已を醸成し〔中略〕中々
此貧弱文盲之國を維持候には容易之骨折に而は
万々六つヶ敷〔中略〕逐々御相談いたし候根基之
一条も論出頓に成就と申事も不容易〔中略〕弟も
帰朝無間其演説書も出し候処終に新聞に出、横浜
之ヘラルドと申新聞などにては大に被罵辱申候。
始終外国人之悪徒は為私利に外征等之事も頻に促
り起り申候。別にまた日本人にも種々之山師有之、
國之安危は不顧只管一己之功名を貪り候ものも有
之、猪武士は多く為其に動かされ、實に不堪慨歎
候。⁴⁰

政府内の過度な急進性と対外強硬論とが「外国人
悪徒」の利害と一致し、彼らと日本人の「種々之山師」
により「猪武士」が容易く煽動されているという第二
章で論じた構図や背景を、政変から一ヶ月後に木戸派
が明確に認識するに至ったことが分かる。⁴¹

『ヘラルド』の木戸意見書批判に対し、一月一五
日付『メイル』は次のように擁護した。⁴² まず、日本

の開化状況に対する現実的な認識、急進派を批判する際も「閑雅溫柔ノ語」を用いている点、「旧制」の変更に目的とするような風潮に対して「処スベキ方法」を定めようとする「切意」等を評価している。他方、当分は「君主ノ英断」によって民意に適う政治を行うという方法について、欧米諸国の民主的な政体と「毫モ異ナル事ナシ」との表現は流石に「笑フニ堪ヘ」ないが、木戸のような立場にあつても「一包ノ劇劑」にはこのような表現を使用せざるを得ないのだろうと推測している。そして、この意見書が流布することで「自ラ奮発スルノ氣力」が乏しい人民の「卓立ノ氣象」が成長することを希望した。急進から漸進への転換と漸進的民主化方針を肯定的に評価する一方、代議政体という「劇劑」をすぐに採用できない状況への理解や平民の覚醒への期待など、引き続き内治派政府や木戸派との親和性を感じ取れよう。

『メイル』と明治政府との契約は、明治六年五月政変後に大隈の上申を受けて大蔵省限りで内密に契約するという方針で進んでいたものの、記者の自立性や中立性を重視するハウエルとの間で条件がまとまらず、

交渉は停滞していた。その後、政変直前の一〇月一三日に自由に論評する権利と「御用」を明示しないという条件で『メイル』の買上げと海外配布が決定した。しかし政変後の一月二日に「都合」により大蔵省への申付けが取り消され、契約主体が大蔵省から正院に変更される。⁴³ この変更の背景は不明だが、これまで見てきたように、内治派と『メイル』には漸進主義的な問題意識や言論に対するスタンスに親和性があり、大隈ではなく正院との提携に切り替わったことで安定的・効果的な提携になる可能性は高まったと思われる。しかし、台湾出兵期には大隈が長官を務める蕃地事務局が新聞政策に対応したことで、『メイル』と日本政府の提携は早々に機能不全に陥ることになる。

ブラックによる一月四日付『日新真事誌』論説は、「海外事情」に通じた副島の下野を惜しみつつ、政府内の意見対立は「世ノ公説」を以て決定すべきとし、「益々此国ノ光素ヲ海外万国ニ輝サン事」を促した。以降、『真事誌』を中核とするブラック系新聞は、征韓煽動や対露強硬論と並行して言論の自由拡大と即時国会開設要求を強力に展開する。⁴⁴ 他方、『メイル』の

立場に近いベルツは、「言論の自由」が機能するには「土台の上をしっかり立っている国家」であることが前提であり、内治派政府を「独裁主義から政治的自由へ導こうとするもの」ととらえた上で、政変によって「存立問題と戦わねばならぬ」状態となった内治派政府に対して外国人が「言論の自由」を要求することは、革命を助長する行為であり全体の破滅を招くと認識していた。⁴⁵ベルツはこうした露骨な態度が日本政府の権力失墜を招き、『ヘラルド』以下の外字新聞にとっても危険な行為だと指摘しているが、むしろ意図的に内治派の権力失墜を期待し、副島とともに政権交代を待望していたことは既述の通りである。

一月二〇日、木戸は伊藤に対して『真事誌』が「隠然世間を煽動」し政府を「まぜかやし」ていると忠告を受けていること、そのため日本の新聞の規則は日本人が「迷はぬ丈け之趣向」にする必要があるとの認識を伝えた。⁴⁶翌七年一月一五日には「新聞紙の規則に付愚案」を文部省に提出しているが、その後も一向に進展することはなかった。⁴⁷第二章で論じたように、「束縛」の強化は「開化ノ度」の遅れを示すという認識から、

外国の視線を強く意識する急進派の反発が根強かったこと、また「公論」の重視は王政と並ぶ明治政府の正統性原理であり、「専制政府」批判に根拠を与えることとなる規制強化には慎重にならざるを得なかったものと思われる。明治七年の台湾出兵は、先進国並みの「言論の自由」が『真事誌』を含む居留地新聞に保障された状況で、かつ居留地新聞に対して日本の立場を「正々堂々論理明白」に代弁し得る国内新聞の不在という状況下で発生する。⁴⁹

3 民撰議院設立建白による民権論の反政府化と暴力との結合

政変後、西郷を除く征韓派参議は、①反内治派政府工作、②直接行動、③民撰議院設立建白の提出という三つの動きを見せた。①の反内治派政府工作は既述のように居留地とも連動して行われ、副島による警保寮を煽動した参議復帰工作および征韓圧力の形成、外交団への反内治派工作、対露交渉の妨害、⁵¹三条・島津の取り込みによる反対党の形成、板垣退助・後藤象二郎による三条・岩倉離間策、岩倉弾劾奏上策など、⁵³

憎悪の主な対象となっていた岩倉への攻撃と政権分裂の責任を感じていた三条の動搖を期待した動きが展開された。②の直接行動は、高知県士族による政府転覆を目的とした大教院放火事件（七年一月一日）、赤坂喰違事件（一月一四日）に続き、明治七年二月に佐賀の乱が勃発した。江藤新平による挙兵の趣旨は、「暴慢無礼」な朝鮮を放置すれば国権の失墜を招くという、ブラック系新聞の征韓煽動以降定型化された征韓論である。⁵⁴

板垣はこれらの直接行動には直接関与していなかったが、大教院放火事件の犯人には板垣の食客も含まれており、赤坂喰違事件の犯人は板垣の腹心だった。⁵⁵ 佐賀の乱に際しても林有造が帰県するなど、高知県士族の直接行動の系譜はその後も途絶えることなく継続する。③の民撰議院設立建白は、①の反内治派政府工作が実を結ばず、②の直接行動につながる憤懣が蓄積する状況下で、小室信夫と古沢滋が一月に英国から帰朝し、板垣と後藤に「復命の積り」で相談したことで進展した。「素案」を作成した小室は内治優先論者であり、当初の案は征韓論参議に「荷担」する趣旨ではなく、建白書には木戸も同意していると説明

されていた。⁵⁶ また、当初副島は建白書への署名を断っていたが、板垣の強い依頼により筆頭署名者として参加し、副島の指摘により「君主専制」から「有司専制」へと字句が訂正された。⁵⁷ 板垣の焦りと征韓派勢力における副島の影響力の大きさが垣間見えよう。

①②と連動して行われた民撰議院設立建白は、権力に「わりこむ運動」であると同時に、内治派政府にとっては「掣肘の弊害」をもたらすものだった。福地は下野した征韓派が民権論という「公論」を用いたことで、政府の危機に便乗して急進的民権論を主張することになったと指摘している。⁵⁸ 佐賀の乱勃発後、『眞事誌』は世界では騒擾の際に「凡百ノ風説」を流布することで情報を伝達しており、戦時情報の掲載禁止は政府の「怯弱」を示すものとして解除を要求する一方、『ヘラルド』『ガゼット』による佐賀征韓派の優位を伝える「風説」を積極的に転載した。⁶² また、政府は反乱鎮圧ではなく民撰議院の設立要求という「公事」を顧みるべきと主張し、⁶³ 政府は征韓派を「公平」に説論して「征韓発論」を遂げさせ、「征韓ノ理」が適切で

あれば実行すべきとする投書を掲載している。⁶⁴

佐賀の乱勃発後の軍事情報の禁止は、政府から新聞社への記事の提供に限定されたものだった。しかし、ブラック系新聞により「只管敗聞」を忌避していると喧伝され、政府に不利な「訛語」が事実のように流布することとなった。⁶⁵ 大久保の留守中に内務卿代理を務めていた木戸は、二月下旬に軍事情報提供の禁止を解除し、正確な情報を提供することでブラック系新聞に対抗することを企図した。⁶⁶ 国内新聞の記者には有事の際こそ「確報」を伝達すべきとする意識がある程度存在したものの、⁶⁷ 抑止力となり得るほど強固なものではなく、治外法権下にある『真事誌』以下のブラック系新聞の動きを制御することは困難だった。

二月中旬には木戸内務卿代理の指示により地方官への内諭が示され、各紙にも掲載された。これは「人心疑惑」の地方への波及を防止するため、内務大丞の林友幸と杉浦讓の進言を受けて伊藤が木戸に提案したものである。しかし、「動揺之原因」である征韓論は「世間にも左袒」する者が多く、内治優先論者のみならず征韓派士族をも「安心」させようとすれば「廟議緩急

之差等迄」説明しなければならなくなる。起草を担当した伊藤は、征韓派士族を刺激せず、かつ反内治派政府感情の地方への波及を押しとどめ得る書きぶりに苦慮した結果、⁶⁸ 内諭は反乱の目的を「征韓或は封建等」とし、鹿児島は西郷帰県後も「至極平穩」であり、島津久光の帰県は「鎮撫」のためと説明するなど、征韓派士族への配慮を強く滲ませる内容となった。⁶⁹ 民撰議院設立建白以降、士族に支持されていた外征を実現する手段として即時国会開設論が唱えられ、士族反乱に際してもブラック系新聞は暴力の否定ではなく征韓という「公論」の採用を主張し、反乱軍に有利な報道を展開した。福地はこうした構造を踏まえ、民撰議院設立建白の立論は公平だとしても内治派政府にとって「不親切なる仕事」であり、「掣肘の弊害」を醸成したと表現したのである。

福地は続けて、民撰議院設立建白は、日本において「尊王」に敵がないのと同様に「公論」という「趣旨の公平なる道理」を掲げているため、主張者にとって強固な要害となる一方、その弊害も打ち破り難く、「抵抗の弊害」を醸成したと指摘している。⁷⁰ この点に

ついで、木戸は諸新聞の政府批判が「征韓其他不平家」の「大援助」になっているとして、「性質は雲泥之違ひ」があるはずの急進的民権論が不平士族に利用されている構造に対し、「かゝる有様は世の中之大不幸」として危機感を示した。⁷¹ 政争に破れた征韓派が「公論」を用いた結果、民権論と外征論、ひいては直接行動とが結合して議院論が急進化・反政府化し、本人が意図するしないに関わらず、急進的民権論が征韓派や復古派などの雑多な反政府勢力の援助になるという構造が誕生したのである。

明治七年一月二七日付『日新真事誌』論説は、前参議らによる建白は「一大至要」であり、民撰議院が設立すれば外国人の言論の自由も保障され、有司に処罰されることもなく、また日本人も「有司ノ功アルモノヲ尊ビ、其悪キモノハ斥ケ」ることが可能だととして、新聞社に議論への参加を促し、政府は速やかに採用すべきと主張した。外国人への権利供与に慎重な内治派政府を専制政府と捉え、副島らの復帰による征韓を實行する政権への回帰という党派的な意識から民撰議院設立建白論争を促していたことが分かる。しかし、ブ

ラックの期待とは裏腹に、直前まで政権を担っていた前参議による朝令暮改批判の可否、征韓論が原因で下野したにも関わらず、専制批判や内政の是正を名目に民撰議院の開設を主張することの是非を問う投書が「続々と登場した」。⁷² これに対し、二月八日付『真事誌』論説は論争では民撰議院の「成立の可否」のみを論じるべきとして、前参議の「進退ニ付謗議」する投書は掲載しないと表明した。政治家への批判を個人攻撃として排除するのみならず、両論併記の原則を自ら否定するものであり、ブラックの論説の「訳者」も記事の「取捨ノ権」は「利害得失ノ鑑戒」のためだとして例外的に弁解している。

ブラックの対応が示すように、国内新聞・雑誌上の論争は時期尚早論が優勢だったが、英国である人ブラックの急進論や日本の後進性批判は征韓煽動と同様に士族への煽動効果が高く、政論の急進化や反政府化を促進した。そして、こうした「わりこみ」や外征実現のための「公論」利用により民権派と外征派の境目が流動的となり、本来なら内治優先論の共有が可能な国内新聞間の対立を誘発することとなった。板垣派の

古沢滋はこうした構造を利用し、明治七年から八年にかけて『郵便報知新聞』では周知の「立花光臣」名義で征韓派色を抑えた内治派的傾向の強い政論を執筆する一方、『真事誌』では名前を伏せて内治派政府を批判し、『ガゼット』などの居留地新聞も利用して前参議擁護の論陣を展開し、福地と鋭く対立することになる。⁷³

おわりに

留守政府の印象について、福地は「幾ど軍隊政府の如き状況」だったと回想している。「軍隊政府」とは単に征韓論という対外政策だけではなく、直接的・過激な解決を尊ぶ思考や行動様式を意味するものであり、福地の生涯にわたる批判の対象となった。⁷⁵ 大久保も「国家ノ事、一時ノ憤発力ニテ暴拳イタシ愉快ヲ唱ヘル様ナルコトニテ決テ可成訳ナシ」と批判した「軍隊政府」的傾向は、⁷⁶ 廃藩置県後、土族解体政策を進める過程で留守政府期に強化され、政府内、軍隊、土族間に伝染していった。こうした政府内の急進性と対外強硬論が居留地の利害と一致し、副島やり・ジェン

ドルら「種々之山師」により「猪武士」が容易に煽動された結果、留守政府はブラック系新聞が作り出した「国辱」を名目として征韓を実行しようとするに至った。この構図を政変後に把握した木戸は、「外国人之悪徒」の意図は「必竟彈藥、器械、船艦等之商売を貪る」私利にあるとして、一部の外国人や「国之安危」を度外視する「種々之山師」に「猪武士」が利用されるなか、「貧弱文盲之国を維持」することの困難さを吐露したのである。⁷⁷ 「猪武士」は報国心を一方的に利用されたわけではなく、武によって国家に貢献することで特権の維持・回復を期待していた土族にとつては利害が一致する側面もあった。また、副島が内地旅行問題を自身の参議復帰工作に利用し、治外法権下にある『真事誌』の征韓煽動や急進的民権論に土族が熱狂したように、征韓派参議や土族は国権の傾向の強さとは裏腹に、行政権の維持・回復や自国民の保護など主権をめぐる問題や、国際社会における日本の信頼維持などに対する危機意識は乏しかった。福沢諭吉は台湾出兵期に以上の問題を強く認識し、「マインド之騒動」や「旧習之惑溺」を一掃して「民心之改革」をしなければ、「法

の権も商の権も、日ニ外人ニ犯され」てしまうと述べたのである。⁷⁸

続けて福沢が内治派政府は「愚」でも「不深切」でもない、「唯如何ともすべからざるの事情あるなり」と指摘したように、内治派は内治優先を維持しつつ土族解体政策を安定的に継続することを基本方針としながら、政府内外における征韓圧力の継続、政権「存立問題」の発生、政策決定における土族の動向という要素の拡大により、行動を強く拘束されていた。そのため、基本方針の共有による内治派の結束を指向しつつも、現実には目の前の危機に対応せざるを得ず、臨機応変の対応が事態を悪化させるという悪循環をもたらすこととなった。大久保による土族の一時的慰撫を目的とした家禄税の強行、木戸・大久保による反乱の早期鎮圧を優先した土族徴募などが内治派路線からの逸脱の事例であり、本来問題意識を共有できるはずの地方官との乖離を招き、土族の常職復活への期待を刺激するなど大きな代償を伴った。加えて、民撰議院設立建白以降は「掣肘の弊害」と「抵抗の弊害」という新たな構図が誕生し、内治派と外征派の境目が流動化し、

民権論が反政府化したことで、内治派の結束はより困難なものとなっていく。

本稿第一章で検討したように、木戸の新聞観は新聞の政論化を経て規制強化に至ったとする通説のイメージとは異なり、国家像の共有や情報の流通という観点からの啓蒙機能への注目に始まり、廃藩置県後に日本政府を長期的に運営可能な体制に転換させることへと課題がシフトし、漸進主義への傾斜を深めたことと連動して、急進論への「戒め」や改革を安定的に進めるための合意形成へと、期待する役割を徐々に増やしなから変遷していった。帰国後の木戸や福地が目指していたと思われる新聞像は、漸進的發展と政論に傾斜しない多様性、説得力や権威ある社説による社会・政治への独立した影響力、正確性・速報性に優れた高い報道機能、「人民の利益」になる政治とメディアの提携などである。しかし、『日新真事誌』の強い影響下にあった征韓論政変前後の言論空間は、急進的・抽象的政論に傾斜し、新聞社の「定見」や政策論は見られず、両論併記の原則により議論の深化や継続的論争が困難な構造になっていた。また、国内新聞は報道機能も未成

熟であり、意図的な捏造を行っていた外字紙に外交情報面で依存せざるを得ない状況が続いていた。急進開化派やブラック系新聞に報道における正確性を重視しない傾向があったことは、本稿で指摘した通りである。

このように木戸派が目指していた新聞像と現実の言論空間が大きな乖離をみせるなかで、外征煽動は発生した。煽動に対抗するには、①政府が正確な情報を発信し、フェイクニュースの検証・否定を迅速かつ適切に行うこと、②政府の意図を丁寧の説明して問題意識を共有し、政府内外の内治派の結束を図ること、③正確かつ外征煽動的な政論・報道への規制を強化すること、④外征煽動を抑制し得る慎重な政論とその「公論」化、⑤メディアリテラシーの向上、すなわちフェイクニュースの拡散（転載）や煽動に慎重な世論形成、それらを通じた主な読者である士族の意識改革―福沢が言うところの「民心之改革」―などの対策が考えられよう。留守政府期は政府自体が征韓煽動と極めて密接な関係にあり、①～③に逆行する動きを見せていた。内治派政府への転換後、戦時の情報提供の解禁、政府方針の確定と地方官への説明、言論規制の部分的強化、

政論機能の向上などを試みたものの、いずれも不十分な状態で佐賀の乱が発生し、④⑤の面でも十分に対応することが出来なかった。こうした構造が継続するなか、台湾出兵期に政府内に残存する「軍隊政府」の要素、ブラック系新聞の外征煽動、「真事誌」の士族煽動が対清強硬論のもとに結集し、内治派にとつての危機が拡大することになる。

〔注〕

1 高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」〔『史林』七五（二）、一九九二年〕。

2 落合弘樹『明治国家と士族』（吉川弘文館、二〇〇一年）。

3 明治六～七年に左院に寄せられた外征に関する建白は征韓実行の声が圧倒的に優勢であり、台湾出兵期も征韓実行の要求が継続した（牧原憲夫『明治七年の大論争』日本経済評論社、一九九〇年）。

4 副島は明治五年六月以降の露国駐日代理公使ビュツォフとの樺太問題の交渉に当たり「自宅談判」という異例の方法を用いており、会談の記録も作成されず、対話筆記

- も残されなかった(安岡昭男「副島種臣」吉川弘文館、二〇一二年)。交渉方法については、日本政府との往復書類のロシア側への独断による閲覧、ロシア側応答の正院への秘匿、口頭での連絡内容の齟齬などの問題が発覚している(明治六年一月一日付木戸孝允宛伊藤博文書簡、木戸孝允関係文書研究会編「木戸孝允関係文書」(東京大学出版会、二〇〇五年)一、二五二・二五三頁。明治七年一月一日付木戸宛伊藤書簡、『木戸孝允関係文書』一、二六二頁)。また、交渉内容については、副島は征韓への協力と不介入の対価として全島を譲渡するという大幅な譲歩を独断で申し出ていた(犬塚孝明「明治初期外交指導者の対外認識―副島種臣と寺島宗則を中心に―」『国際政治』一〇二、一九九三年)。
- 5 明治六年一〇月四日付岩倉具視宛三条実美覚書(『岩倉公実記』下(原書房、一九六八年)、五一・五二頁)。
6 高橋、前掲「征韓論政変と朝鮮政策」。
7 明治(八)年一〇月岩倉公に呈せし覚書(日本史籍協会編『大久保利通文書』五(東京大学出版会、一九八三年)、五二・五三頁)。
- 8 大島明子「二八七三(明治六)年のシベリアンコントロー」
- 9 ル」(『史学雑誌』一一七(七)、二〇〇八年)。
10 明治六年一〇月二八日条(日本史籍協会編「木戸孝允日記」二(マツノ書店、一九九六年)、四三九頁)。
11 一〇月二五日・二九日に近衛将校を召して親論が(宮内庁編『明治天皇紀』三(吉川弘文館、一九六九年)、一五一・一五三頁)、また十一月二〇日には動揺が続いていた近衛・東京鎮台・教導団などの親閥が実施された(『明治天皇紀』三、一六五頁)。
- 12 一二月下旬には大久保が「隊長以下」への御沙汰を再度検討したが、岩倉は一〇月の「厚キ御沙汰も水泡同様」となった点、「兵士ノ心ヲ取セラレ候為メ余リ卒爾之御沙汰」となることを指摘し、中止された(明治六年一月二一日付大久保宛岩倉書簡(立教大学文学部史学科日本史研究室編『大久保利通関係文書』一(吉川弘文館、一九六五年)、三二二頁)。
13 明治六年一二月一三日付木戸宛伊藤書簡(『木戸孝允関係文書』一、二六〇・二六一頁)。
14 明治六年一二月二〇日付岩倉宛大久保書簡(『大久保利通文書』五、二二五(二二八頁))。ただし、木戸らの批判にも配慮し、新税ではなく常職を離れてもおお華士族

- が家禄を手にするという不自然な状態への代償として、陸海軍への資金徴収との目的が明示される形で布告された（落合、前掲『明治国家と士族』）。
- 14 明治七年一〇月一七日付『日新真事誌』県新聞欄掲載の青森県士族の従軍志願書。
- 15 深谷博治『新訂 華士族秩禄処分の研究』（吉川弘文館、一九七三年）。
- 16 明治七年九月一四日付『郵便報知新聞』投書欄、猫尾道人（福地）「士族兵役の議」。
- 17 坂野潤治『征韓論争後の「内治派」と「外征派」』（年報・近代日本研究）三、一九八一年）。
- 18 寺島は「朝鮮」一条其外外務省中之事務等大に不同意」だった（明治六年一〇月二二日付木戸宛伊藤書簡、『木戸孝允関係文書』一、二四九頁）。また、パークスによれば「海軍卿勝安房は、かかる遠征（征韓）をおこなう準備が海軍にはできていないことを、公然と認めて」いた（一八七三年一月三日付グランヴィル外相宛報告（萩原延寿『遠い崖—アーネスト・サトウ日記抄』一〇（朝日新聞社、二〇〇〇年）、一一〇頁）。
- 19 落合、前掲『明治国家と士族』。
- 20 明治六年一月三〇日付伊藤宛木戸書簡（日本史籍協会編『木戸孝允文書』五（東京大学出版会、一九七一年）、一二七頁）。
- 21 明治六年一〇月二五日付伊藤宛大久保書簡（『大久保利通文書』五、一一三・一一四頁）。
- 22 明治六年十一月一〇日条（『明治天皇紀』三、一五九頁）。「已にして廟堂征韓の議を止め、新に内務省を興し、天下をして顕然朝旨の所在を知らしむ」（明治七年四月一八日付「征台の不可を論じ辞官を請ふの表」〔『木戸孝允文書』八、一五二頁）。
- 23 池田勇太「公議輿論と万機親裁—明治初年の立憲政体導入問題と元田永孚—」（『史学雑誌』一一五（一六）、二〇〇六年）。
- 24 明治七年一月二〇日付岩倉宛安場保和書簡（日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』五（東京大学出版会、一九六九年）、四六九頁）。
- 25 落合、前掲『明治国家と士族』。田村貞雄編『初代山口県令中野梧一日記』（マツノ書店、一九九五年）、二五四頁。
- 26 明治六年二月二〇日付岩倉宛大久保書簡（『大久保文書』五、二二六頁）。

- 27 犬塚、前掲「明治初期外交指導者の対外認識」。
- 28 萩原、前掲『遠い崖』一〇、一二四頁。
- 29 商業上の目的による国内旅行の容認要求のほか、日本側の法権施行の否定など、外国側に非常に有利な内容だった(犬塚、前掲「明治初期外交指導者の対外認識」)。
- 30 一八七三年二月八日付グランヴィル外相宛パークス報告(『遠い崖』一〇、一一三〜一二七頁)。「新しい日本」による自己主張の開始に際し、サトウはパークスにはこの転機の自覚が欠如していたと捉えている(『遠い崖』一一、九七〜九八頁)。
- 31 明治九年一月五日条(トク・ベルツ編、菅沼竜太郎訳『ベルツの日記』上(岩波書店、一九七九年)、五三頁)。
- 32 明治六年十一月二日付『日新真事誌』。要望を受けて十一月二日付・三日付同紙に掲載。
- 33 明治六年二月十九日付『日新真事誌』、大井憲太郎「民撰議院論争」。
- 34 西川誠「明治初年の青木周蔵―明治七年前後、木戸派の国家構想―」(犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』吉川弘文館、二〇〇五年)。
- 35 拙稿「木戸孝允と明治初期の新聞界」(『日本歴史』七二七、二〇〇七年)。
- 36 『保古飛呂比』五(東京大学出版会、一九七四年)、三九〇頁。
- 37 「十一月十三日「ヘラルド」抄訳、十一月十五日「ウィーキリーメール」抄訳」(国立国会図書館所蔵、「伊藤博文関係文書(その二)」書類の部三九八〜二)。
- 38 明治七年八月二六日付『郵便報知新聞』投書欄(同年八月二日付『ガゼット』抄訳、明治八年一月三日付『日新真事誌』「弁駁」欄)。
- 39 明治六年二月二〇日付木戸宛伊藤書簡(『木戸孝允関係文書』一、二五四頁)、同年一月二四日付木戸宛伊藤書簡(『木戸孝允関係文書』一、二五五頁)。
- 40 明治六年一月二三日付青木周蔵宛木戸書簡(『木戸孝允文書』五、一一〇・一一一頁)。
- 41 井上馨も伊藤に「最早一日二日と外国人も知り候而政府之柔弱と申説伝遷候故、愈悪少年は募る之勢歟(中略)政府を悪口する徒多く相成候様被考候。如江藤陰に力を尽し鼓動する甚敷候」との認識を伝えている(明治七年一月一三日付伊藤宛井上書簡、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』一(塙書房、一九七三年)、一

- 三三頁）。
- 42 「十一月十三日「ヘラルド」抄訳、十一月十五日「ウィー
キリーメール」抄訳」（国立国会図書館所蔵、「伊藤博文
関係文書（その二）」書類の部三九八—）。
- 43 浅岡邦雄「ハウエル社主時代の「ジャパン・メール」と
明治政府」（横浜開港資料館編「横浜居留地と異文化交流」
山川出版社、一九九五年）。
- 44 明治六年一〇月二〇日付『日新真事誌』論説、同年一二
月一五日付『日新真事誌』論説など。
- 45 明治九年一二月五日条（『ベルツの日記』上、五三・五
四頁）。
- 46 明治六年一二月二〇日付伊藤宛木戸書簡（『木戸孝允文
書』五、一〇〇頁）。
- 47 『木戸孝允日記』二、四七九頁。
- 48 三谷博『維新史再考—公議・王政から集権・脱身分化へ
—』（NHK出版、二〇一七年）。
- 49 徳富蘇峰『三代人物史』（読売新聞社、一九七一年）、二
一六頁。
- 50 辞職者の続出により陸軍が瓦解の様相を呈するなか、も
う一つの暴力装置であった警保寮の影響力が上昇してい
た（高橋秀直「明治維新期の朝鮮政策—大久保政権期を
中心に—」（山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』
吉川弘文館、一九九六年）。こうした変化を受け、副島
は一二月に警保寮の遷卒に樺太問題はすでに解決済みで
あると煽動し、征韓派参議の復職および征韓即行を三条
に強要した（明治七年正月六日付大久保宛黒田清隆書簡
（『大久保利通文書』五、二八七頁）。
- 51 政変後、副島が記録を残していなかったため、政府は対
露交渉の詳細について副島への事情聴取を試みたが返答
はなく（明治六年一月一四日付木戸宛伊藤書簡、『木
戸孝允関係文書』一、二五二・二五三頁、一月二〇日
付伊藤宛木戸書簡、『木戸孝允文書』五、一〇〇・一〇
一頁）、副島が「甘味を魯使に匂わせ」た結果、ロシア
公使が後任の寺島を「快よく思ひ不申」という英国公使
パークスと同様の事態が生じた（明治六年一二月二〇日
付木戸宛伊藤書簡、『木戸関係文書』一、二五四頁）。
- 52 『遠い崖』一〇、一一三—一一七頁。
- 53 明治六年一〇月二五日付木戸宛伊藤書簡（『木戸孝允関
係文書』一、二五〇頁）、同日付伊藤宛木戸書簡（『木戸
孝允文書』五、六四・六五頁）。

- 54 明治七年二月一六日条〔明治天皇紀〕三、二二二頁。
- 55 小川原正道「征韓論政変後の政府転覆計画」〔武蔵野短期大学研究紀要〕二〇、二〇〇六年。
- 56 久保断三に建白書提出の経緯を問い質された小室は、後藤議長・江藤副議長に左院視察団の調査を命じられたため、帰国後に「復命の積りで相談」し、板垣にも「至て懇意」のため相談したと説明している(明治七年二月六日付木戸宛久保断三書簡、『木戸孝允関係文書』三、三八五・三八六頁)。
- 57 「副島伯経歴偶談」(鳥善高編『副島種臣全集』二(慧文社、二〇〇四年)。
- 58 升味準之輔『日本政党史論』一(東京大学出版会、一九六五年)。
- 59 明治七年九月七日付『郵便報知新聞』論説欄、猫尾道人(福地)「建議の害を論ずるの説」。
- 60 明治七年二月二五日付『日新真事誌』論説欄。
- 61 明治七年二月二〇日付『日新真事誌』論説欄。
- 62 明治七年二月二三日付『日新真事誌』論説欄、同年三月二日付『日新真事誌』横浜新聞欄。
- 63 明治七年三月八日付『日新真事誌』論説欄。
- 64 明治七年二月二〇日付『日新真事誌』投書欄。
- 65 禁止解除を求める明治七年二月二二日付西村勝三の建言(二月二五日付『郵便報知新聞』)。
- 66 明治七年二月二三日条〔木戸孝允日記〕二、四九九頁。
- 67 明治七年二月八日付『東京日日新聞』。
- 68 明治七年二月二日付木戸宛伊藤書簡(木戸孝允関係文書)一、二六六頁)。
- 69 『伊藤博文伝』上(春嶽公追頌会、一九四〇年)、八四〇～八四五頁。
- 70 明治七年九月七日付『郵便報知新聞』、猫尾道人(福地)「建議の害を論ずるの説」。
- 71 明治(八)年一月八日付井上馨宛木戸書簡(『木戸孝允文書』五、八三・八四頁)。
- 72 明治七年二月七日付『日新真事誌』投書、明治七年二月一九日付『郵便報知』投書など。
- 73 憲政資料室所蔵の「古沢滋関係文書」は明治七年～八年に集中した史料群であり、古沢の新聞投書原稿を含む「諸原稿」(三六～六〇)によれば、古沢がこの時期に主張・筆名・投書先・文体を使い分けて言論活動を展開していたことが分かる。詳細については別稿を準備中である。

- 74 福地源一郎「新聞紙実歴」〔明治文学全集一 福地桜痴集〕筑摩書房、一九六六年、三二七・三二八頁。
- 75 五百旗頭薫「福地源一郎研究序説」〔坂本一登・五百旗頭薫編『日本政治史の新地平』吉田書店、二〇一三年〕。
- 76 明治六年八月一五日付村田新八・大山巖宛大久保書簡〔大久保利通文書〕四、五二二頁。
- 77 明治六年一月二三日付青木宛木戸書簡〔木戸孝允文書〕五、一一〇・一一二頁。
- 78 明治七年一〇月二二日付馬場辰猪宛福沢諭吉書簡〔慶応義塾編『福沢諭吉書簡集』一、岩波書店、二〇〇一年、三二二～三二三頁〕。